

熊本県知事 蒲島郁夫様

2013年4月23日

日本共産党熊本県委員会

委員長

久保山啓介

国政対策委員長

山本伸裕

県議会議員

松岡徹

不知火海沿岸地方議員団

水俣病 最高裁判決を受けての対応について

1、2013年4月16日、最高裁第3小法廷は、水俣市の女性を水俣病患者と認定するように県に命じた福岡高裁判決を支持し、県の上告を棄却しました。

また、水俣市出身の大阪府の女性を患者認定しなかった大阪高裁判決を破棄し、審理を高裁に差し戻す判決を言い渡しました。

最高裁は、1977年の国の認定基準について「複数症状の組み合わせがなく、手足の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な証拠はない」とし、「症状の組み合わせが認められない場合でも、証拠を総合検討した上で、個別の判断で水俣病と認定する余地」を認めました。

今回の最高裁判決は、40年にわたってなされてきた水俣病認定のあり方を厳しくただしたものであり、国・県は、水俣病審査のあり方を根本的に見直すべきです。

水俣病の真の解決のためには、不知火海沿岸に居住歴のあるすべての住民の健康調査を、国と県の責任で行うこと、認定判断条件をあらため、司法による救済を含め、すべての水俣病被害者を救済する恒久的枠組みをつくること国に求め、国とともにとりくむことを求めます。

2、最高裁判決を受けて、蒲島知事は、国の判断基準については、「法律解釈の権限を有する国に判断を求める」と述べていますが、処分権者として無責任極まりないものです。

知事は会見で、「ご本人（溝口さん）とご遺族に謝罪し、速やかに認定しなければと思った」「申し訳ない気持ちでいっぱいだ」とも発言しています。

個々の対応は当然です。同時に、熊本県は、現行の認定基準による審査で多数の水俣病患者を切り捨ててきたのであり、その反省にうえにたって、認定のあり方の見直しについて、主体的に方針をもって国に求めていくべきです。

2004年10月15日の関西訴訟最高裁判決を受けて、熊本県は、「今後の水俣病対策について」と題する見解・方針を明らかにし、小池百合子環境大臣（当時）に対して、「去る10月15日、最高裁判所において水俣病関西訴訟の判決が言い渡され、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったことについて、国及び熊本県の国家賠償上の責任が確定しました。国と県は、この判決を真摯に受け止め、今後の水俣病対策を行っていく必要があります。

本県としましては、このような認識を踏まえ、今後の水俣病対策について、取りまとめを行いました。今後、県としてはこの対策実現に向けて誠心誠意取り組んでまいります。

また、県と同じく責任が認められた国においても、国としての責任を積極的に果たされるとともに、本件の対策の実現に向けて、お取り組み頂くようお願い申し上げます。

なお、水俣病の判断条件については国の所管事項であります。今回の判決によって公害健康被害補償法による判断基準とは別個に司法上の救済の考え方が存在することになり、直接、公害健康被害補償法による水俣病の認定業務に携わる本県としまして、従来と同様の形で事務を処理することは困難な状況になっており、このような実情を踏まえ国としての対応をお願いします」と求めています。

潮谷知事（当時）は、県議会に対する説明で、「県といたしましては、この判決（最高裁判決）を真摯に受けとめ、その責任を果たすために、地元の県として何ができるか、また、国と共同して何ができるかなどを十分考慮して、県として実現に向けて努力していきたいと考え、水俣病対策案を策定いたしました」と述べています。

蒲島知事は、水俣病特措法にもとづく申請締め切り、「非該当者」の異議申し立てについて、「国の判断」「国の解釈」を盾に、水俣病患者、被害者団体などの要求・要望をかたくなに退けてきました。そこには「地元の県」としての重い責任の自覚と主体性、すべての水俣病被害者救済への熱意、決意が見られません。

今回の歴史的な最高裁判決に際しても変わらぬ知事の姿勢に対して、厳しく批判し、即刻、態度を改めることを強く求めるものです。

3、最高裁判決を受けての県の対応・方針について、県議会での審議が必要であり、臨時県議会を招集すべきです。

2004年の最高裁判決の際は、特別委員会とは別に「全員協議会」が開かれ、知事・環境生活部長の説明、自民党、県民クラブ、公明党、日本共産党、新社会党の質疑がなされています。本来臨時議会を招集すべきですが、少なくとも2004年レベルの県議会との協議の場を持つべきだと考えます。速やかな対応を求めます。